

# 建築物環境衛生管理技術者

**建築物環境衛生管理技術者**（以下「管理技術者」といいます。）とは、特定建築物の維持管理が適正に行われるように環境衛生上の維持管理に関する業務を全般的に監督します。具体的には次のようなものが考えられます。

- ① 管理業務計画の立案
- ② 管理業務の指揮監督
- ③ 建築物環境衛生管理基準に関する測定または検査結果の評価
- ④ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施

建築物における衛生的環境の確保に関する法律において特定建築物の所有者等は、特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を管理技術者として選任することが定められています。

管理技術者は、維持管理が管理基準に従って行われるようにするため、必要があると認めるときは、建築物維持管理権原者に対して意見を述べることができ、これらの者はその意見を尊重しなければならないこととされています。

また、**管理技術者が2以上の特定建築物の管理技術者を兼ねる場合は**、特定建築物の所有者等は、

- (1) 選任しようとする者が同時に2以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなる場合には、当該2以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと
- (2) 選任のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、(1)と同様の確認を行うこと
- (3) (1)及び(2)の確認を行う場合において、当該建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときには、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないこと

とされています。

